

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの成分規格設定等検討項目

物質名（分類） <評価値の位置付け>	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 (現行基準)
鉛 (重金属類) <健康>	<p>TDI 等の健康影響に基づく指標値 (Health-Based Guidance Value) が設定されていない。</p> <p>※これまでの疫学研究による知見を総合的に判断すると、血中鉛濃度 1~2 µg/dL 程度であっても、小児の神経行動学的発達や成人の腎機能等になんらかの影響がある可能性が示唆される。しかし、影響によっては、複数の疫学研究で一貫した結果がみられないこと、交絡を完全には排除しきれず、純粋な鉛ばく露のみの影響を評価するのは困難であること、鉛ばく露と観察された影響との因果関係を推定するための証拠が不十分であること、観察された影響の臨床上あるいは公衆衛生上の意義が不明確であること等の理由から、現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断された。</p> <p>現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 µg/dL 程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からなんらかの影響が示唆される血中鉛濃度 1~2 µg/dL と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であるとしている。</p>	<p>当時の評価において、「日本人の血液中の鉛濃度・暴露量は、世界的に見ても低いレベルにあることを考慮して、0.05mg/L 以下。なお、鉛毒性の蓄積性を考慮して長期目標値を 0.01mg/L と設定し、おおむね 10 年間に鉛管の布設替を行い、鉛濃度の段階的な低減化を図ることとする。」とされており、平成 15 年 4 月に現在の 0.01mg/L 以下へとされた。</p> <p>健康影響に基づく指標値が設定されなかったことから、今回の評価結果を踏まえた見直しは行われていない。</p> <p><水道における検査方法></p> <p>フレームレス—原子吸光光度計による一斉分析法</p> <p>誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法</p> <p>誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</p>	0.01 mg/L	<p>0.01 mg/l (0.05 mg/l)</p> <p><u>健康影響に基づく指標値が設定されなかったことから、水質基準値を基準値として採用</u></p>